

○平成十九年総務省告示第三百六十二号(五GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件)の一部を改正する告示の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(略)	(同上)
一 (略)	一 (同上)
二 占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九MHz以下の無線局	二 占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九・五MHz以下の無線局
(略)	(同上)
三 占有周波数帯幅が九MHzを超え一九・七MHz以下の無線局	三 占有周波数帯幅が九・五MHzを超え一九・七MHz以下の無線局
(略)	(同上)
四 (略)	四 (同上)